

## 6.打合せ記録簿



## 設計打合せ・協議記録簿

第 1 回					追 番	1-1	1 頁
発注者 検 印	係長	担 当 者		受注者 検 印	管理技術者	照査技術者	担 当 者
発注者名	国土交通省都市局			受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
件 名	令和3年度 大規模盛土造成地の経過観察手法に関する調査検討業務				整理番号 (Job #)	1170E274E0101	
出席者	発注者側	井上専門官、佐々木係長			日 時	令和 3 年 5 月 21 日(金)	自 9 時 30 分 至 10 時 30 分
	受注者側	■、■、■、■、■			場 所	国土交通省 共用会議室 5	
					打合せ方式	(会議) 電話	

● **受領資料**

- ・ 大規模盛土造成地における安全性把握の進め方
- ・ ■■■■■ 大規模盛土造成地の経過観察マニュアル (案)

● **配布資料**

- ・ 第 1 回打合せ要旨
- ・ 業務計画書 (案)
- ・ 詳細工程表
- ・ 経過観察マニュアルの構成及び検討方針 (案)

**1. 業務計画書 (案) の確認**

- ・ 業務計画書 (案) についてご確認いただいた。
- ・ 現地踏査について、点検・監視の実施方法の検討後、その妥当性の確認を目的に実施することを提案し、ご了承いただいた。
- ・ 仕様書では、資料収集・整理の上現地踏査としているが、今回提案する現地踏査についても仕様書と同等の業務であるため、変更契約の対象とはしないことを確認した。
- ・ 連絡窓口について、PCKK は■■■、都市局は佐々木係長とする。連絡体制に井上専門官を追加する。
- ・ 運用体制については、早い段階から検討を行い、地盤品質判定士会に意見を求める必要がある。
- ・ 地盤品質判定士会のメンバーには、マニュアルの検討段階から協議に同席していただく。
- ・ PCKK は上記を踏まえ業務計画書を加筆修正し、後日提出する。

**2. 経過観察マニュアルの構成及び検討方針 (案) について**

- ・ 経過観察マニュアルの構成及び検討方針 (案) について説明し、ご了承いただいた。
- ・ 経過観察の対象となる盛土は、基本的にはすべての大規模盛土造成地となる。しかし、対象が多いと地方公共団体の負担が大きくなるため、潜在リスクレベルに応じて実施頻度を設定し (例えば、ガイドラインに基づき優先度ランクが C の盛土は 1 回/5 年等)、地方公共団体が実施可能な運用体制となるよう検討を行う。
- ・ PCKK は構成及び検討方針 (案) のデータを都市局に送付する。

設計打合せ・協議記録簿

第 1 回	追 番	1-2	2 頁
<p><b>3. 収集資料について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 収集資料についてご確認いただいた。</li><li>・ 6 月末を目途に収集できるよう準備する。</li><li>・ 地方公共団体で作成している経過観察マニュアルとして、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>作成のマニュアルを受領した。マニュアルに加え、可能であれば業務成果もご提供いただく。新たに作成している地方公共団体についての情報がないため、ブロック会議において確認いただく。</li><li>・ 地方公共団体が実施した 2 次 SC の調査結果や対象箇所の宅地カルテについては、ブロック会議において完了箇所をヒアリングし、提供いただく。</li><li>・ 地方公共団体で実施した 1.5 次 SC における現地踏査により危険性が高いと予想された箇所については、優先度ランクが A ランク上位である箇所等を想定している。</li><li>・ PCKK が過去に実施した 1.5 次 SC や 2 次 SC 箇所について取りまとめ、都市局へ送付する。都市局からデータの使用許可を得ていただく。</li></ul> <p><b>4. 有識者ヒアリング</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ヒアリングメンバー（案）についてご確認いただいた。</li><li>・ メンバーは二木先生、安田先生、若井先生の 3 名を考えている。この他、柏先生、釜井先生については都市局のみでヒアリングを行うことを検討している。</li><li>・ ヒアリング方法（対面 or Web）は、コロナの状況に応じて調整する。ただし、事務局側は会議室に集合する形をとる。</li><li>・ 謝礼金や交通費の支払い、委嘱手続きは不要である。</li><li>・ オブザーバーとして地盤品質判定士会が参加する場合、参加時期や打合せ同席の可否等、早めに調整を行う。</li></ul> <p><b>5. その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ヒアリングの前に、マニュアルの構成及び検討方針（案）について先生方に意見を伺う予定である。その際、PCKK は打合せに同席する。</li><li>・ 若井先生、釜井先生の連絡先を都市局に送付する。</li></ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>			

## 設計打合せ・協議記録簿

第 2 回		追 番	2-1	1 頁	
発注者 検 印	係長	担 当 者	管理技術者	照査技術者	担 当 者
			受注者 検 印		
発注者名	国土交通省都市局		受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社	
件 名	令和3年度 大規模盛土造成地の経過観察手法に関する調査検討業務		整理番号 (Job #)	1170E274E0101	
出 席 者	発注者側	井上企画専門官、佐々木係長		日 時	令和 3 年 8 月 4 日(水)
	受注者側	(対面) ■■■、■■■、■■■、(リモート) ■■■、■■■		場 所	国土交通省 共用会議室 5
	判定士会	■■■■、■■■■、■■■■		打合せ方式	(会議) 電話

● 配布資料

- ・ 第 2 回打合せ要旨
- ・ 第 2 回協議資料
- (参考資料 1) 地方公共団体独自の優先度評価フロー
- (参考資料 2) 令和元年度 大規模盛土造成地防災対策検討会報告 参考資料、  
大規模盛土造成地滑動崩落対策推進ガイドライン (抜粋)

1. 経過観察マニュアル作成のための検討方針の確認

- 経過観察 M の構成案および各項目における着眼点、検討方法についてご確認いただいた。  
構成案は、①目的、②経過観察対象、③実施時期、④実施体制、⑤点検・監視方法、⑥評価方法、⑦記録方法とする。
- ・ 2 次 SC を実施した箇所における経過観察の考え方について教えてほしい。(判定士会)  
→2 次 SC の結果、安全率の大きさによって潜在リスクレベルを分け、リスクレベルに応じた点検監視方法を検討したいと考えている。併せて、安全率が大幅に 1 を超えた盛土は経過観察から除外することも検討したい。安全率の余裕が小さい盛土については、地下水位の変動により安定性を損なうことが懸念されるため、地下水位を注視するような経過観察が必要だと考えている。(PCKK)
  - ・ 経過観察と定期点検は別の意味合いだと思うが、どのように使い分けているか。(判定士会)  
→経過観察は、定期点検により経過を観察するという意味で使っている。(井上専門官)
  - ・ 地域住民主体の経過観察とはどのようなイメージか。(判定士会)  
→定期的な清掃活動の一環でできるレベルの点検という位置づけである。あくまでも住民が確認できるような潜在リスクの低い盛土が対象である。(井上専門官)
  - ・ 法面等はほとんど管理されておらず、住民は立ち入りできないと考える(判定士会)  
→立ち入りできないところまで住民が点検するようなことは考えてない。(井上専門官)
  - ・ 対象となる盛土数が多いため、安全率が 1 を大きく上回る盛土は経過観察しない方針で検討していく。(井上専門官)

設計打合せ・協議記録簿

第 1 回	追 番	1-2	2 頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地カルテと点検カルテは別のものか。(判定士会) →別物として考えている。点検カルテは、1.5次SCで作成する宅地カルテをベースに、変状の進行の有無を時系列で更新していけるような帳票をイメージしている。経過観察により新たな変状箇所が見つければ、着目箇所を増やす形で点検カルテに反映するような仕組みを考えている。(PCKK)</li> <li>・ 地震後、経過観察が必要となる盛土が新たに発生する可能性がある。それを見逃さない方法を考えないといけない。住民主体の点検のみだとそれを見落とす可能性があることも考慮する必要がある。(判定士会) →「異常時」については、例えば、土砂災害警戒情報が出た場合や震度4以上の地震を観測した場合に、地方公共団体で一斉に点検するような仕組みとすることで見逃しを防ぐような体制にしていきたい。(井上専門官)</li> <li>・ 「常時」「異常時」の実施時期は、地震だけでなく雨も考慮する必要がある。(井上専門官)</li> </ul> <p><b>2. 収集資料の整理結果の確認（優先度評価フロー、経過観察マニュアル、点検マニュアル）</b></p> <p><b>(1) 地方公共団体独自の優先度評価フロー</b></p> <p>地方公共団体独自で作成している優先度評価フロー（盛土数：50以上）を整理し、その結果をご確認いただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 47都道府県のうち6地方公共団体以外は国のガイドラインを使った優先度評価を行っているという認識でよいか。(井上専門官) →その通りである。(PCKK)</li> <li>・ 令和4年度末までに1.5次SCを行うことが難しい地方公共団体には、被災規模も含めて、地域の実態を踏まえた独自の考え方で優先度評価を実施してもよいと伝えている。(井上専門官)</li> <li>・ 事例収集結果については、経過観察マニュアルにどのように反映するのか。(井上専門官) →潜在リスクレベルの評価指標として使いたい。ただし、事例収集の結果、ほとんどの地方公共団体はガイドラインの優先度評価指標を用いて優先度を評価していることから、ガイドラインの指標の内、現地で確認できる「変状」や「地下水位」に着目した（変動確率や造成年代は考慮しない）リスクレベルの設定を考えている。(PCKK)</li> <li>・ 不安定な土層の有無が優先度評価指標に入っているが、現地ではほぼわからないと思う。住民さんに確認してもらうことは不可能ではないか。(判定士会) →現地で確認できないものを経過観察項目に入れるのは難しいと考えている。(井上専門官)</li> <li>・ 不適格擁壁かどうかは確認したほうが良い。(判定士会) →1.5次SCにおいて末端部の擁壁が適格か不適格かは判定している。地域住民主体の経過観察は、適格構造かつ変状および湧水がない擁壁を対象とする予定である。(PCKK) →→現状変状がない擁壁も、地震後に変状が出てくる可能性があるため、それを見逃さないような点検が必要。(判定士会)</li> <li>・ 地方公共団体主体の盛土には、判定士会等は関与しないのか。 →（まだ地方公共団体への確認は済んでいないが、）例えば、行政と判定士会が連携して経過観察を実施する可能性はあると考える。専門技術者の目がないと難しい部分もあると思う。また、地域住民主体で行う経過観察については、防災の啓発活動の意味も含めた仕組みを提案し、マニュアルに盛り込んでいきたい（マ</li> </ul>			

設計打合せ・協議記録簿

第 1 回	追 番	1-3	3 頁
<p>ニユアルの外になる可能性もある)。(井上専門官)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体が専門業者に発注するということもありえるのか。(判定士会) <ul style="list-style-type: none"> <li>→潜在リスクの高い盛土についてはありえると考えている。(井上専門官)</li> <li>→→判定士会は、あくまでも宅地防災の普及活動、住民支援という位置付けで活動する。地方公共団体主体のリスクレベルの高い盛土についても、住民支援(宅地防災への理解促進のための宅地相談会等)という関わり方もあると考える。(PCKK)</li> </ul> </li> <li>・ 擁壁の変状については、滑動崩落に起因するものか、老朽化によるものかの判断が難しい。ひな壇に位置する擁壁の変状については、老朽化擁壁の対象としてもよいという考えもある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、ひな壇の擁壁のみに変状がある場合、全体のすべりの安全性を担保する必要がある。(井上専門官)</li> <li>→難しい課題という認識である。(PCKK)</li> <li>→→不適格擁壁が個々の宅地のみの変動に影響する擁壁なのか、全体的なすべりに影響する擁壁なのかのチェックは必要である。(井上専門官)</li> </ul> </li> </ul> <p><b>(2) 地方公共団体独自の経過観察マニュアル</b></p> <p>地方公共団体独自の経過観察マニュアルについて説明し、ご確認いただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先度ランク B と C の盛土数がどの程度あるかは把握しているか(判定士会) <ul style="list-style-type: none"> <li>→把握できていない。(佐々木係長)</li> </ul> </li> <li>・ 地方公共団体が実施している異常時の点検には雨も入っているのか。(井上専門官) <ul style="list-style-type: none"> <li>→入っている。██████は過去の降雨量を整理し最大雨量を参考に異常時点検が必要となる降雨量の目安を規定している。(PCKK)</li> </ul> </li> <li>・ ████████は、優先度の低い盛土は点検範囲を絞り込んでいる(盛土の主測線付近のみ)。この考え方を国の経過観察マニュアルに反映することは難しいと考えるが、盛土数が多い公共団体については、負担軽減のためにも、独自の考え方で経過観察の着目箇所の絞り込みができるようなマニュアルの作りにしていきたい。(PCKK) <ul style="list-style-type: none"> <li>→絞り込みをするのであれば、点検頻度を短くする等、頻度とリンクさせて考えていく必要がある。(井上専門官)</li> </ul> </li> <li>・ 2次 SC や経過観察の対象となる盛土の考えを教えてください。(判定士会) <ul style="list-style-type: none"> <li>→基本的には全盛土 2次 SC まで実施してほしいと考えている。そのうえで、すべてを一斉に 2次 SC 実施することは難しいため、「優先度の高い盛土は 2次 SC を実施し、残りの箇所は(2次 SC の結果を踏まえたうえで)経過観察を行うことで「当面の盛土造成地の安全性は確認されている」と判断できる」という考えをとっている。</li> <li>そのため、経過観察は優先度ランク C まで対象に含めた上で、リスクレベルに応じて頻度を落とすこと等を検討していきたいと考えている。(井上専門官)</li> <li>→→点検結果の評価方法(2次 SC に進むか経過観察を継続するか)については、██████を参考にして評価フローを作成したいと考えている。(PCKK)</li> </ul> </li> <li>・ 盛土全体の中でリスクレベル「小」「極小」の割合は多いのか。(判定士) <ul style="list-style-type: none"> <li>→恐らくそうだと考える。(井上専門官)</li> </ul> </li> </ul>			

設計打合せ・協議記録簿

第1回	追 番	1-4	4 頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潜在リスクレベルの設定方法を教えてほしい。(判定士会) →優先度評価ランクで潜在リスクを設定するのではなく、危険要因(「変状」「地下水位」「標準構造」等)の組み合わせで潜在リスクを整理したほうが良いと考えている(ガイドラインの優先度評価ランク「A1」の盛土でも危険要因が「盛土下の不安定な土層」のみだったり、「変状」と「地下水」の2つだったりと実際のリスクレベルに差があるので、一概に「A1」＝「リスク大」とはならない)。(PCKK)</li> </ul> <p><b>(3) 他事業者における盛土点検方法の整理</b></p> <p>他事業者における盛土点検方法を整理し、その結果をご確認いただいた。</p> <p><b>3. 整理結果に基づくマニュアル作成方針の確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滑動崩落を示唆する変状を見逃さない点検として、異常時の一斉点検については地方公共団体が主体で実施する必要があることを追記する必要がある。(井上専門官)</li> <li>・ 潜在リスクレベルの高い盛土はあくまで地方公共団体が実施主体であることを明示したうえで、そこに「判定士会の支援も検討してもらって差し支えない」と加える等マニュアルの記載を工夫する必要がある。(井上専門官)</li> <li>・ 大規模盛土の範囲と自治会の範囲が一致していない。複数の自治会に跨る場合は住民主体の点検体制はややこしくなることが懸念される。(判定士会) →自治会ごとにやることになるかと思う。(PCKK) →→自治会毎に意見がわかる場合が多い。何かしらの縛りを付ける必要があると思う。液状化対策と違って滑動崩落対策はひとつの自治会で同意が得られないと全て対策ができなくなる恐れがある。(判定士会) →→→川崎市、横浜市などへヒアリングを行う。(井上専門官)</li> <li>・ 国交省の経過観察の考え方の通知文書として、「本来すべての大規模盛土造成地を対象に2次SCをやらないといけませんが、時間と予算がかかるため、経過観察により当面の安全確認をしているとみなしてよい」という考え方を示す予定である。ただし、少なくとも1箇所は2次SCを実施する必要があることは指導していく。その箇所は潜在リスクレベルが最も高いところとなると思う。(井上専門官)</li> <li>・ 数百か所の盛土を有していても、2箇所のみ2次SCの実施で「2次SCが完了した」という整理にしている地方公共団体もある。(判定士会) →その場合は「変動予測調査が終わったとは言えない」ことを指導していく必要がある。(井上専門官)</li> <li>・ 経過観察マニュアルの冒頭に、「経過観察を行っているから絶対安全であるということではない」という表記はかならず入れることとする。(井上専門官)</li> </ul> <p><b>4. その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料のボリュームが多かったため、気づいた点があったら後日PCKKまでご連絡いただく。(PCKK)</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>			

**設計打合せ・協議記録簿**

第3回					追番	1-1	1頁
発注者 検印	係長	担当者		受注者 検印	管理技術者	照査技術者	担当者
発注者名	国土交通省都市局			受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
件名	令和3年度 大規模盛土造成地の経過観察手法に関する調査検討業務				整理番号 (Job #)	1170E274E0101	
出席者	発注者側	井上専門官、佐々木係長			日時	令和3年 11月10日(水)	自 13時30分 至 14時30分
	受注者側	■、■、■			場所	国土交通省 共用会議室 5	
					打合せ方式	会議 電話	

● 配布資料

- ・ 第3回打合せ要旨
- ・ 経過観察マニュアル作成方針案
- ・ 参考\_各打合せの指摘と対応
- ・ 参考\_第二次スクリーニング結果の分析

1. 経過観察マニュアルの作成方針案について

(1) PCKKからの提案事項に対する対応方針

- ① 「潜在リスクレベル」を住民へ開示するのは慎重に行うべきであること、リスクレベルと実際の危険性を(安定計算を行わずに)根拠をもって紐づけるのは難しいことから、「潜在リスクレベル」という言葉は使わず、「第二次スクリーニング優先度グループ」とした。(用語について要協議)  
⇒リスクレベルを使わない点について了承された。「二次スクリーニング優先度グループ」の用語については再考する(例:「経過観察頻度レベル」)
- ② 変状・湧水が確認されない優先グループの低い盛土(ⅢⅣ)については「住民主体」としていたが、住民が主体となって経過観察を行うことは運用上難しいという意見から、すべての点検を地方公共団体主体に変更した。点検種別は「全体点検」「定期点検」「異常時点検」の3つとし、優先グループ・点検種別に応じて頻度を変えることで地方公共団体の負担を減らすこととした。  
⇒全ての大規模盛土造成地を地方公共団体主体とすることについて了承された。必要に応じてコンサルや民間専門家への委託することも可能とする。
- ③ 住民に対しては、年1回の防災安全パトロールと称し、自身の宅地の安全確認等を行い、変状・湧水が認められた場合に「通報」を依頼する程度にとどめることとした。(ただし、運用上可能であればⅡⅢⅣの点検については民間の専門家と連携した上で、住民主体で行うことは差し支えないとする)  
⇒この考えで問題ない。事例を挙げながら住民の関わり方を紹介するのがよい。

設計打合せ・協議記録簿

第 1 回	追 番	1-2	2 頁
<p>④ 異常時（地震時、降雨時）については、変状・湧水が新たに発生する可能性がある。それを見逃さないため、異常時点検はすべての大規模盛土造成地で実施することとする。ただし、異常時の設定については、優先グループごとに変えることを検討する。（未対応）</p> <p>⇒地震時と降雨時の設定については地方公共団体の負担も踏まえた上で再考する必要がある。地方公共団体ごとの土砂災害警戒情報の発令回数、震度などを整理して検討する。</p> <p>例えば以下のような記載がある。</p> <p>「過去に被害が発生した地震（もしくは過去に経験した最大震度）および降雨を考慮して設定する。地方公共団体独自の設定方法でも差し支えない。」</p> <p>「市区町村で災害対策本部が設置される震度・降雨量を考慮して設定する。地方公共団体独自の設定方法でも差し支えない。」</p> <p>⑤ ガイドラインのみで第二次スクリーニング計画を作成している地方公共団体については、優先グループの区分ができないため、新たな考え方と本マニュアルで<u>第二次スクリーニング計画の見直し</u>を行い、第二次スクリーニングと経過観察を実施することとした。</p> <p>⇒第二次スクリーニング計画の見直しや精査というのは地方公共団体からのハレーションが大きいことが想定される。</p> <p>新たな考え方で「経過観察」と判断されたものを経過観察の対象とすることを基本に「経過観察頻度レベル」を設定する流れにするとよい。</p> <p><b>(2) その他</b></p> <p>① 第二次スクリーニングによって安定性の確認が完了した盛土のうち <math>F_s &lt; 1</math> の盛土について対策工事までの期間は優先度 I グループにするとあるが、工事までの期間が短い場合には常時監視の計器を設置するのは難しいと考える。このため、対策工事までの期間に応じて経過観察（常時監視）を行うこととした方がよい。</p> <p><math>F_s \geq 1</math> の盛土についてはすべてを優先グループ II にするのではなく、二次 SC 計画で該当した優先度指標に応じてグループを検討することとしてはどうか。</p> <p>② 対策後の盛土に関する経過観察についても (7) として入れ込む。対策後の盛土については、優先グループ II に準拠することとする。</p> <p>③ 他分野の経過観察マニュアルでは、がけ地のパトロールについても整理する。</p> <p>④ 現地踏査記録では、地区名は削除する。</p> <p><b>2. 今後の進め方について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11 月 22 日の週：作成方針案の修正資料作成（考え方・頻度・体制・ガイドラインや新たなフローとの関連がわかる資料・A4 数枚程度）</li> <li>・ 12 月中旬程度：国交省内で協議</li> <li>・ 12 月下旬：有識者ヒアリング</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>			

## 設計打合せ・協議記録簿

第 4 回					追 番	1-1	1 頁
発注者 検 印	係長	担 当 者		受注者 検 印	管理技術者	照査技術者	担 当 者
発注者名	国土交通省都市局			受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
件 名	令和3年度 大規模盛土造成地の経過観察手法に関する調査検討業務				整理番号 (Job #)	1170E274E0101	
出席者	発注者側	井上専門官、佐々木係長			日 時	令和 3 年 11 月 26 日(金)	自 9 時 30 分 至 11 時 00 分
	受注者側	■、■			場 所	国土交通省	
					打合せ方式	(会議) 電話	

● 配布資料

- ・ 第 4 回打合せ要旨
- ・ 経過観察マニュアル実施方針案

1. 経過観察マニュアルの実施方針案について

前回協議内容を踏まえた、経過観察の実施方針（考え方・頻度・体制・ガイドラインや新たなフローとの関連）について報告した。協議結果を以下に示す。

- ・ 全体の方針としては問題ない。
- ・ 実施方針のはじめに、全体の考え方を示す必要がある。
- ・ 2 次 SC を実施して安全率が 1 以上を確認できたにもかかわらず、2SC 未実施の場合と変わらない経過観察頻度レベルの設定となっているため、再検討する必要がある。

2. 今後の進め方について

- ・ 12 月中旬～下旬：国交省内で協議
- ・ 12 月下旬～1 月上旬：有識者ヒアリング

以 上



**設計打合せ・協議記録簿**

第 5 回					追 番	1-1	1 頁
発注者 検 印	係長	担 当 者		受注者 検 印	管理技術者	照査技術者	担 当 者
発注者名	国土交通省都市局			受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
件 名	令和3年度 大規模盛土造成地の経過観察手法に関する調査検討業務				整理番号 (Job #)	1170E274E0101	
出席者	発注者側	井上専門官、佐々木係長			日 時	令和 3 年 12 月 24 日(金)	自 10 時 00 分 至 12 時 00 分
	受注者側	■、■、■			場 所	国土交通省	
				打合せ方式	会議 電話		

● 配布資料

- ・経過観察マニュアル実施方針案
- ・経過観察マニュアル実施方針案への指摘と対応

1. 経過観察マニュアルの実施方針案について

経過観察マニュアル実施方針案への指摘とその対応について確認した。協議結果を以下に示す。

- ・第二次スクリーニング安全性把握調査の考え方として、「全ての大規模盛土造成地で第二次スクリーニングによる安全性把握調査を実施することが基本」である。このため、経過観察は、あくまで第二次スクリーニングを実施するまでの間の当面の安全性の確認方法である。経過観察を行えば第二次スクリーニングを実施しなくてよいと誤解されないようなマニュアルにする必要がある。  
→「第二次スクリーニング安全性把握調査の考え方」を示した資料をマニュアルとは別で作成する。  
→マニュアルの「はじめに」についても、「第二次スクリーニング安全性把握調査の考え方」を踏襲するような記載内容に修正する。

2. 今後の予定

- ・ 1月5日(水) : 実施方針修正案を送付
- ・ 1月7日(金) : 有識者ヒアリング

以 上



## 設計打合せ・協議記録簿

第 6 回					追 番	1-1	1 頁
発注者 検 印	係長	担 当 者		受注者 検 印	管理技術者	照査技術者	担 当 者
発注者名	国土交通省都市局			受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
件 名	令和3年度 大規模盛土造成地の経過観察手法に関する調査検討業務				整理番号 (Job #)	1170E274E0101	
出席者	発注者側	井上専門官、佐々木係長			日 時	令和 4 年 2 月 24 日(木)	自 16 時 00 分 至 17 時 00 分
	受注者側	■■■、■■■			場 所	国土交通省	
					打合せ方式	(会議) 電話	

● 配布資料

- ・経過観察マニュアル案

1. 経過観察マニュアル案について

経過観察マニュアル案の作成状況について報告した。協議結果を以下に示す。

- ・ 内容については特段の問題はない。
- ・ 経過観察の位置づけについては、新たな考え方フローの利用していない地方公共団体にとって分かりにくい（早期に第二次スクリーニングか経過観察の 2 択になっているため）。フローを修正する必要がある。
- ・ 「早期に第二次スクリーニングを実施とは、第二次スクリーニングの優先順位を上位に位置付けることを指す。」を総説に追記する。

2. 今後の予定

- ・ 2 月 28 日(月)：有識者および判定士会へのヒアリング（メールによる意見収集）
- ・ ■■■への写真等掲載許可申請を行う。

以 上



## 設計打合せ・協議記録簿

第 7 回					追 番	1-1	1 頁
発注者 検 印	係長	担 当 者		受注者 検 印	管理技術者	照査技術者	担 当 者
発注者名	国土交通省都市局			受注者名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
件 名	令和3年度 大規模盛土造成地の経過観察手法に関する調査検討業務				整理番号 (Job #)	1170E274E0101	
出 席 者	発注者側	井上専門官、佐々木係長			日 時	令和 4 年 3 月 11 日(金)	自 16 時 00 分 至 17 時 00 分
	受注者側	■■■、■■■				場 所	国土交通省
						打合せ方式	(会議) 電話
<p>● 提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経過観察マニュアル 1 部</li> <li>・報告書 1 部</li> <li>・概要書 1 部</li> <li>・電子データ 1 式</li> </ul> <p>1. 成果品について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果品一式提出し、受領いただいた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>							

